

再審法改正を求める意見書

えん罪は、最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、わが国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。えん罪被害者を救済するための制度には「再審」があるが、現行の刑事訴訟法には再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあることから、事件を担当する裁判官によっては、再審請求手続の審理の安定した進行が制度的に担保されていない状況にある。その中でも、とりわけ証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行の再審に係る規定にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応により、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審請求を行った方の速やかな救済が遅れる原因となっている。

しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。そこで、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めることは、法改正により制限するべきである。

よって、えん罪被害者を早く確実に救済するために、次の事項を含む再審法を速やかに改正するよう強く要望するものである。

- 1 再審請求手続における証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、法務大臣 殿

神奈川県愛川町議会
議 長 井出 一己